

広島県告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和七年四月十七日までの間、縦覧に供する。

令和七年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
東広島市河内町中河内字大道山一〇一九五番一 地先から 東広島市河内町中河内字大道山一〇一九五番一 地先まで	旧	八・二〇〇 一七・七〇	一一六・九〇		
	新	一〇・〇〇〇 六一・三〇	一二六・九〇	拡幅	